

国保喪失手続きをされる方へ

お知らせとお願い

◇国保の喪失日後に日出町国民健康保険被保険者証を提示して受診したことはありませんか？

資格喪失後に受診していた場合、その医療給付（7割分または8割分）は新たに加入した健康保険組合等が負担すべき医療給付を日出町国保が負担していることとなります。その場合、日出町国保が負担している医療給付の7割（または8割）分を世帯主の方に返還していただくこととなりますのでご了承ください。

なお、世帯主の方が日出町国保に支払った医療給付については、新たに加入した健康保険組合等へ申請することにより払い戻しを受けることができます。

◇医療給付分の返還手続きについて(不当利得の返還請求)

資格喪失後の受診であることが判明した場合、世帯主の方宛に役場から返還請求



返還金の返納後、役場で納入の確認ができ次第、「診療報酬明細書の写し」を世帯主の方へ郵送
※返納から郵送まで1～2週間程度かかります。



「領収書」及び「診療報酬明細書の写し」を添付し、新たに加入した健康保険組合等へ申請

※この申請は「療養費の申請」となりますが、申請手続きの詳細については、新たな健康保険組合等へご確認ください。

◇不当利得とならないためのお願い

①日出町国保の被保険者証を使用しない

被保険者証がお手元にある場合、資格喪失後は速やかに返還していただき、ご家族の方を含めて使用しないでください。

②健康保険組合等の資格取得証明書を取り寄せる

被保険者証代わりとなる「資格取得証明書」は、被保険者証より早くお手元に届く可能性があります。「資格取得証明書」で国保の喪失の手続きも行うことができ、また、被保険者証の代わりに医療機関に提示することができます。

③10割で受診後、新たな健康保険組合等に請求する

新たな被保険者証又は資格取得証明書をお持ちでない場合は、医療機関等の窓口で10割負担で支払い、後日、加入している健康保険組合等へ請求してください。

④医療機関等の窓口で相談する

あらかじめ医療機関等の窓口で『保険の切り替えの手続き中です』と伝えると、対応していただける場合があります。その際は、加入先の被保険者証がお手元に届いたらすぐに医療機関等の窓口にご提示ください。

■国保加入中に健診を受けられた場合も、特定健診にかかった費用を返金いただきます。

日出町健康増進課国保年金係 電話：0977-73-3133

日出町国保喪失後の国民健康保険税について

◇国民健康保険税の税額変更について(更正)

国民健康保険税は年度ごとに1年間分の税額で賦課されますが、年度途中で資格喪失した場合は、月割りで計算します。具体的には、4月(年度途中加入の場合は資格取得日の属する月)から資格喪失日の属する月の前月までの月数で再計算します。

◇資格喪失による税額変更の時期

国民健康保険税額の変更(更正)は、原則的に届出した月の翌月となります。
翌月の中旬頃に税額更正通知を郵送しますので、ご確認ください。

◇資格喪失後の納付について

国民健康保険税の納期は10期となっていますので、1年間分の税額をほぼ10等分し、納期ごとに納付していただいています。(特別徴収の場合の納期は6期(各年金支給月)となっています。)

12等分(月割)して計算された変更後の税額と、お手元の納付書の税額が一致することはありませんので、税額変更通知書が届くまでに納付期限が到達する納期の国保税につきましては、必ず納付期限までに納付してください。納付期限を過ぎた場合、督促手数料や延滞金が発生する場合がありますのでご了承ください。

年額 加入月	保険料年額が12万円の場合											
	(4月分) 1万円	(5月分) 1万円	(6月分) 1万円	(7月分) 1万円	(8月分) 1万円	(9月分) 1万円	(10月分) 1万円	(11月分) 1万円	(12月分) 1万円	(1月分) 1万円	(2月分) 1万円	(3月分) 1万円
納期	1期(6月末) 1万2千円	2期(7月末) 1万2千円	3期(8月末) 1万2千円	4期(9月末) 1万2千円	5期(10月末) 1万2千円	6期(11月末) 1万2千円	7期(12月末) 1万2千円	8期(1月末) 1万2千円	9期(2月末) 1万2千円	10期(3月末) 1万2千円		

例) 7月分まで納付が必要な場合、4期(9月納期限)分の一部まで納付が必要となる見込みです。
月割計算対象の最終月と、支払いの最終納付月は一致しません。

◇過不足のあった納付税額について

変更後の国保税額が納付金額より少なかった場合

⇒変更後の税額を超えた納付額を還付します。

還付通知書を郵送します。「過誤納金還付請求書」に必要事項をご記入のうえ、返送してください。

変更後の国保税額が納付金額より多かった場合

⇒【普通徴収】残額を納付書で納付、口座振替の登録をしている方は残額を口座振替します。

【特別徴収】①年金天引きしたのち、還付をする(年金天引きの金額を含めても、納付金額が足りない時には、さらに普通徴収で残額を納めていただく場合もあります)。

②普通徴収と同じ方法で納付。

資格喪失の時期により、上記①②のいずれかでの対応となります。

日出町税務課住民税係 電話：0977-73-3123